

中国人民銀行マクロプルーデンス管理局 クロスボーダー人民元貿易投資利便化試行策を公布

リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

2019年9月9日、中国人民銀行は『さらに高水準の貿易投資利便化試行業務の展開に関する通知』（銀宏審[2019]10号、以下「10号通達」という）を公布し、18自由貿易試験区（以下自貿区）において、さらに高水準のクロスボーダー人民元の貿易・投資の利便化を試行します。

【ポイント】

- ▶ 試行内容は、経常項目の人民元クロスボーダー決済及び資本項目の収入資金の国内使用を含む。
- ▶ 優良企業に対し、資本項目のクロスボーダー人民元収入による国内支払のエビデンス審査をさらに簡素化。
- ▶ 試行に参加する優良企業は、各自貿区所在地のクロスボーダー人民元における自律メカニズムにより選定。

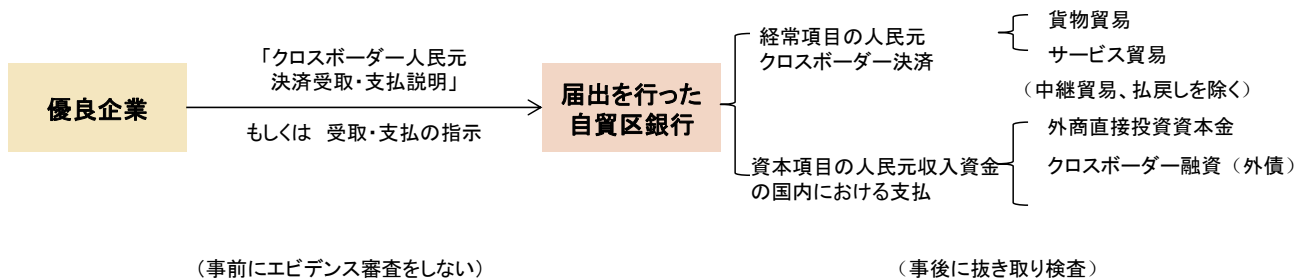
1. 政策の背景

2013年9月以来、中国は5段階に分けて計18の自由貿易試験区を設立しました。自貿区内の外貨及びクロスボーダー人民元業務手続は、区外の手続より簡素化されています。ただ、外貨とクロスボーダー人民元の監督管理部門は、それぞれ国家外貨管理局と中国人民銀行マクロプルーデンス管理局（元貨幣政策二司）であり、それぞれから公布される簡素化策は時間軸、利便性等の面で異なります。例えば、資本項目の外貨収入支払の利便化は、2019年初から既に上海自貿区で試行を開始しています。今回、中国人民銀行マクロプルーデンス管理局は、クロスボーダー人民元と外貨の政策の統合を図るために、「10号通達」を公布しました。

2. 通達内容

【図表1】「10号通達」の主要内容

	詳細
試行対象：優良企業	自貿区所在地の副省レベル以上のクロスボーダー人民元自律メカニズムが選定した、法律を遵守し自律的に事業を行い、長期的かつ安定的にクロスボーダー人民元決済業務を展開する企業
試行内容：エビデンス審査簡素化	自貿区銀行は「業務展開三原則」の基礎の上に、優良企業が提出した『クロスボーダー人民元決済受取・支払説明』もしくは受取・支払の指示に基づき、直接優良企業のためにクロスボーダー人民元業務の取扱いが可能
試行業務：経常項目+ 資本項目（流入側）	貨物貿易、サービス貿易の人民元クロスボーダー決済業務（中継貿易、払戻しを除く）及び資本項目人民元収入資金の国内における支払（現行のクロスボーダー人民元政策が規定した使用範囲を超えてはならない）
取扱銀行：届出を行った自貿区 銀行	自律メカニズムが制定した具体的な実施策に基づき、優良企業の認定基準及び実態に応じた調整メカニズム等のリスク防止措置を明確にし、実施案を自貿区所在地副省レベル以上人民銀行の分支機構に届出した自貿区銀行



優良企業は、上記支払を行う際に、事前にクロスボーダー人民元の決済証憑等関連真実性、コンプライアンスの証明資料を都度提出する必要はありませんが、上記関連資料を適切に保存し、事後の抜き取り検査もしくは現場検査に備えなければなりません。自貿区銀行は、優良企業が真実性、コンプライアンスの証明資料を保存できず、もしくはその他異常な状況を発見した場合、遅滞なく検査を行い、自律メカニズムを通じて基準に合致しない企業を優良企業のリストから外し、当地の人民銀行の分支機構に報告しなければなりません。

3. 企業への影響

「10号通達」は、自貿区内の「優良企業」のために、クロスボーダー人民元の貿易・投資の利便化試行を提供しました。区内企業は「優良企業」と認定されれば、クロスボーダー人民元の經常項目・資本項目の決済の利便性が向上します。一方、事後の抜き取り検査制度は、「優良企業」内部の財務管理にさらに高い水準を要求するため、内部ガバナンスの整った企業が試行の利便策を安心して享受できます。本試行策の実施細則は、各地のクロスボーダー人民元業務の自律メカニズムに従って制定・公布されますので、各地の要求に多少の差異が存在する可能性があります。実務については各地の実際細則が公布された後に展開可能となりますので、ご留意ください。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行宏观审慎管理局 银宏审[2019]10号</p> <p>关于开展更高水平贸易投资便利化试点业务的通知</p> <p>上海总部跨境部、天津分行、沈阳分行、南京分行、济南分行、武汉分行、广州分行、成都分行、西安分行、总行营业管理部、重庆营业管理部、石家庄中心支行、哈尔滨中心支行、杭州中心支行、福州中心支行、郑州中心支行、南宁中心支行、海口中心支行、昆明中心支行、大连市中心支行、青岛市中心支行、厦门市中心支行、深圳市中心支行：</p> <p>为支持自由贸易试验区发展，加强本外币政策协同，促进贸易投资便利化，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、将中国（上海）自由贸易试验区、中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区、中国（辽宁）自由贸易试验区、中国（浙江）自由贸易试验区、中国（河南）自由贸易试验区、中国（重庆）自由贸易试验区、中国（四川）自由贸易试验区、中国（湖北）自由贸易试验区、中国（陕西）自由贸易试验区、中国（海南）自由贸易试验区（港）、中国（山东）自由贸易试验区、中国（江苏）自由贸易试验区、中国（广西）自由贸易试验区、中国（河北）自由贸易试验区、中国（云南）自由贸易试验区、中国（黑龙江）自由贸易试验区等18个自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）作为试点地区，开展更高水平的贸易投资便利化试点业务。</p> <p>二、本通知所称的更高水平的贸易投资便利化试点业务，是指自贸区银行可在“展业三原则”的基础上，凭优质企业提交的《跨境业务人民币结算收/付款说明》或收付款指令，直接为优质企业办理货物贸易、服务贸易人民币跨境结算业务（转口贸易、退款除外），以及资本项目人民币收入资金在境内的支付使用。</p>	<p>中国人民銀行マクロプルーデンス管理局 銀宏審 [2019] 10号</p> <p>さらに高水準の貿易投資便利化試行業務の展開に関する通達</p> <p>上海総部越境部、天津分行・瀋陽分行・南京分行・済南分行・武漢分行・広州分行・成都分行・西安分行・総行営業管理部・重慶営業管理部・石家庄中心支行・ハルビン中心支行・杭州中心支行・福州中心支行・鄭州中心支行・南寧中心支行・海口中心支行・昆明中心支行・大連市中心支行・青島市中心支行・アモイ市中心支行・深州市中心支行：</p> <p>自由貿易試験区の発展を支持し、人民元・外貨政策の協調を強化し、貿易投資の利便化を促進するために、関連事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、中国（上海）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区、中国（遼寧）自由貿易試験区、中国（浙江）自由貿易試験区、中国（河南）自由貿易試験区、中国（重慶）自由貿易試験区、中国（四川）自由貿易試験区、中国（湖北）自由貿易試験区、中国（陝西）自由貿易試験区、中国（海南）自由貿易試験区（港）、中国（山東）自由貿易試験区、中国（江蘇）自由貿易試験区、中国（広西）自由貿易試験区、中国（河北）自由貿易試験区、中国（雲南）自由貿易試験区、中国（黒竜江）自由貿易試験区等18自由貿易試験区（以下は「自貿区」という）を試行地区とし、さらに高水準の貿易投資便利化試行業務を展開する。</p> <p>二、本通達がいうさらに高水準の貿易投資便利化試行業務とは、自貿区銀行が「業務展開三原則」の基礎の上、優良企業が提出した『クロスボーダー人民元決済受取・支払説明』もしくは受取・支払の指示に基づき、直接優良企業のために貨物貿易、サービス貿易の人民元クロスボーダー決済業務（中継貿易、返金を除く）、及び資本項目人民元収入資金の国内における支払使用を取扱うことができる。</p>

三、本通知所称的优质企业，是指由自贸区所在地副省级及以上跨境人民币业务自律机制（以下简称“自律机制”）选取的守法自律、实体经营、长期稳定地开展跨境人民币结算业务的企业。

四、本通知所称的资本项目人民币收入包括：外商直接投资资本金、跨境融资（含全口径跨境融资及外商投资企业投注差模式下的外债，下同）及境外上市募集资金调回等资本项目人民币收入。上述资本项目人民币收入应依法合规使用，优质企业无需事前、逐笔提交真实性证明材料。

五、资本项目人民币收入在境内支付使用不得超出现行跨境人民币政策规定的使用范围，不得直接或间接用于企业经营范围之外以及国家法律法规禁止的支出。

六、自贸区银行开展试点业务，应通过自律机制制定具体实施方案，明确优质企业的认定标准和动态调整机制等风险防控措施，将方案报自贸区所在地副省级及以上人民银行分支机构备案。

七、自贸区银行应要求企业妥善留存跨境人民币结算单证等相关真实性、合规性证明材料，以备事后抽查或回访。自贸区银行发现优质企业未能留存真实性、合规性证明材料，或有其他异常情况的，应及时采取措施进行核查，通过自律机制将不再符合标准的企业从优质企业名单中剔除，并向当地人民银行分支机构报告。

八、自贸区银行应认真履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统（RCPMIS）报送信息。

三、本通達がいう優良企業とは、自貿区所在地の副省レベル以上のクロスボーダー人民元業務自律メカニズム（以下は「自律メカニズム」という）が選定する、法律を順守し自律的に事業を行い、長期的かつ安定的にクロスボーダー人民元決済業務を展開する企業を指す。

四、本通達がいう資本項目人民元収入は、外商直接投資資本金、クロスボーダー融資（全範囲のクロスボーダー融資及び外商投資企業の投注差モデルに基づく外債を含む。以下同。）及び中国に回金した海外上場により募集した資金等資本項目の人民元収入を含む。上記資本項目人民元収入は、法律規定を遵守して使用しなければならず、優良企業は事前に真実性の証明資料を都度提出する必要はない。

五、資本項目人民元収入の国内支払は、現行のクロスボーダー人民元政策が規定した使用範囲を超えてはならず、直接的もしくは間接的に企業経営範囲外及び国の法律規定が禁止する支出に使用してはならない。

六、自貿区銀行は試行業務を展開するために、自律メカニズムを通じて具体的な実施案を制定し、企業の認定基準及び実態に応じた調整メカニズム等のリスク防止措置を明確にし、その案を自貿区所在地の副省レベル以上の人民銀行分支機構に届け出なければならない。

七、自貿区銀行は企業に、クロスボーダー人民元決済証憑等の関連真実性、コンプライアンスの証明資料を適切に保存し、事後の抜き取り検査もしくは現場検査への備えを要求しなければならない。自貿区銀行は、優良企業が真実性、コンプライアンスの証明資料を保存できず、もしくはその他異常な状況を発見した場合、遅滞なく検査を行い、自律メカニズムを通じて基準に合致しない企業を優良企業のリストから外し、当地の人民銀行の分支機構に報告しなければならない。

八、自貿区銀行は、忠実に情報送付義務を履行し、遅滞なく、正確に、漏れなく人民元のクロスボーダー受取・支払情報システム（RCPMIS）に情報を送付しなければならない。

<p>九、自贸区银行应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和有关规定，切实履行反洗钱、反恐怖融资及反逃税义务。</p> <p>十、人民银行分支机构要做好辖内试点业务的监督管理工作，加强数据监测分析和事中事后管理，定期进行风险评估，切实防范有关业务风险。</p> <p>十一、本通知自发布之日起实施。</p> <p>如遇到问题，请及时报告宏观审慎管理局。</p> <p>中国人民银行宏观审慎管理局 2019年9月9日</p>	<p>九、自貿区銀行は『中華人民共和國アンチマネーロンダリング法』及び関連規定に基づき、確実にアンチマネーロンダリング、アンチテロ融資及びアンチ脱税の義務を履行しなければならない。</p> <p>十、人民銀行の分支機構は管轄区域内における試行業務の監督管理業務を適切に遂行し、データのモニタリング及び事中・事後管理を強化し、定期的なリスク評価を行い、着実に関連業務リスクを防止しなければならない。</p> <p>十一、本通知は、発布の日より実施する。</p> <p>問題が発生した場合、遅滞なくマクロプルーデンス管理局に報告すること。</p> <p>中国人民銀行マクロプルーデンス管理局 2019年9月9日</p>
---	---

日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001